

平成31年度 保険料率について(案)

Ⅰ. 平成31年度保険料率について【医療分】

1. 平均保険料率

《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの平成29年度決算は、収入が9兆9,485億円、支出が9兆4,998億円、収支差は4,486億円と、収支差は前年度に比べてマイナス500億円となったものの、準備金残高は2兆2,573億円で給付費等の3.1か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会においては、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、日本年金機構における適用対策、後期高齢者支援金の総報酬割への移行などの効果によるものと考えられる。
- ✓ 一方で、協会けんぽでは医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者医療費の増加が見込まれる2025年を見据えれば、後期高齢者支援金等の規模は今後も拡大していくことが見込まれており、今後の財政状況については予断を許さない状況にある。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、今回も5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーション（詳細はP.8～11参照）を行ったところ、保険料率10%を維持した場合であっても数年後には準備金を取り崩さなければならぬ見通しとなっている。

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の推移などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、平成31年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。
 - ※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

《現状・課題》

- ✓ 激変緩和措置の解消期限は、「平成32年3月31日」（平成31年度末）とされている。これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成30年度の激変緩和措置率は7.2/10。激変緩和措置の解消期限までに均等に引上げを図っていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引上げとなる。なお、平成30年度から本格実施（保険料率にも反映）するインセンティブ制度については、実際の保険料率への反映は、激変緩和措置の終了後の平成32年度からとなる。

【論点】

- 激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成31年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

3. 保険料率の変更時期

《現状・課題》

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 平成31年度保険料率の変更時期について、平成31年4月納付分（3月分）からでよいか。

平成31年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

1. 平均保険料率

- 平均保険料率10%を維持して、中長期的に安定した運営を行うべきである。また、加入者や事業主に対する周知と理解を得ることが重要である。
- 協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、現行の平均保険料率10%は維持しなければならない。
- 2040年以降、高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中、今後の協会けんぽの存続を考えると、短期的な準備金の状況だけを見て保険料率を下げるのは、世代間の負担の公平性や所得の再分配の観点から、将来世代につけを回してしまうという懸念がある。
- 医療機関等への受診者の増加及び1人当たり医療費の増加が医療費増加の主な要因であるが、近年の医療費増加は、特に医療の高度化に伴う1人当たり医療費の増加に起因するところが大きい。そのような状況を踏まえると、中期的に考える必要があり、保険料率を下げることに疑問を感じる。
- 被保険者の立場からすると、保険料率引下げとなれば喜ばしいが、現状を踏まえると、10%を維持することが妥当と考える。
- 税や保険料の負担増の影響で事業所数が減少することのないよう、保険料率を下げられるときに下げるべきである。併せて、国庫補助率が引き下げられないよう、国に訴えていかなければならない。
- 保険料率を議論するにあたっては、短時間労働者の適用拡大、高齢化に伴う医療費、拠出金の負担増、制度改正等、社会的な情勢を踏まえて議論しなければならない。

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

平成31年度の激変緩和率は8.6/10に引上げることで、特段の異論はなかった。

3. 保険料率の変更時期

平成31年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなかった。

平成31年度の保険料率に関する支部評議会の意見

平成30年10月から11月にかけて開催した各支部の評議会での意見については、必ず提出を求めていたこれまでの取扱いを変更し、理事長の現時点における考え(状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと)を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。意見書の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

意見書の提出なし	9支部
意見書の提出あり	38支部
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	18支部
② ①と③の両方の意見のある支部	13支部
③ 引き下げるべきという支部	6支部
④ その他(平均保険料率に対する明確な意見なし)	1支部

※激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

平成31年度の保険料率に関する青森支部評議会での意見

【平成31年度保険料率について】

・平成31年度の平均保険料率については、基本的に現状では10%は仕方がない。ただし、不確定要素もあるし、改善する余地もあり得るので、硬直的に10%を維持するということではなく、毎年見直す際に柔軟に検討していかなければならない。(評議会意見)

・シミュレーションは現状の延長線上でいけばこうなるだろうということである。この後に想定外のことが起こることもあり得るし、改善するファクターがあり得ることも常に想定しておかなければならない。(学識経験者)

・2025年問題に対する政府の考え方はかなり甘い見積もりであると感じている。健康寿命を伸ばして、定年を延長して働く人を増やしてクリアしていこうという考え方であるが、健康寿命はそう簡単に伸びないし、高齢者の状態によっては就業者は簡単に増えていかない。そういう意味で考えると、現在の平均保険料率10%というのは下げるべきではない。一度下げると上がった時の負担感はかなり大きいというのが一般人の感覚である。下げることについては慎重にあるべきだと思う。(学識経験者)

・結局どの試算(数字)にしても、短期は良いけれども長期的には大変な方向になっている。平成31年度の平均保険料率は10%でよいと思うが、これだけ将来的に厳しい予測がある中で、保険料率や準備金残高について緩やかに改善していく知恵はないのか。(学識経験者)

・平均保険料率を考える上で、基本的なファクターや想定する数字は本当にこれだけなのかということが一つある。この資料の前提でシミュレーションを行えば、詰まるところ10%を維持するという話になると思う。そういう意味では、現状のファクターで考えれば10%は仕方がないというか、他に良い案はないのではないかという気がする。(事業主代表)

平成31年度の保険料率に関する評議会での意見(青森支部)

【平成31年度保険料率について】

・足元の経済を見てみると、実際に労働力不足で賃金が上がっているので、賃金上昇率はケースⅡの0.6%くらいで見ておくのが無難だと思う。その前提で保険料率を10%に維持すれば、10年間は法定準備金の1か月分をクリアできる見込みなので、安全側に振るとすればこれくらい必要なのかなという気がしている。ただ一方で、準備金残高が積み上がる形となるので、毎年保険料率の見直しを行うのであれば、多少でも0.1%でも下げることにも真剣に検討してもいいのかなと思う。(事業主代表)

・今までどおり、平均保険料率は10%を維持してもらいたい。(被保険者代表)

・従業員の立場としては、保険料率は現状維持か、少しずつでも低くなってほしいと思っているが、このような資料を初めて見たことで目先のことで下がったのでよかったということではいけないと思うし、一般的に社員の皆にも話をしながら考えていかなければいけないと感じている。

法定準備金については、実際に準備した分が使われることがあるのか。また、どのように活用されることがあるのか示してほしい。(被保険者代表)

【激変緩和措置について】

・計画通り1.4/10ずつの解消でよい。(評議会意見)

【変更時期について】

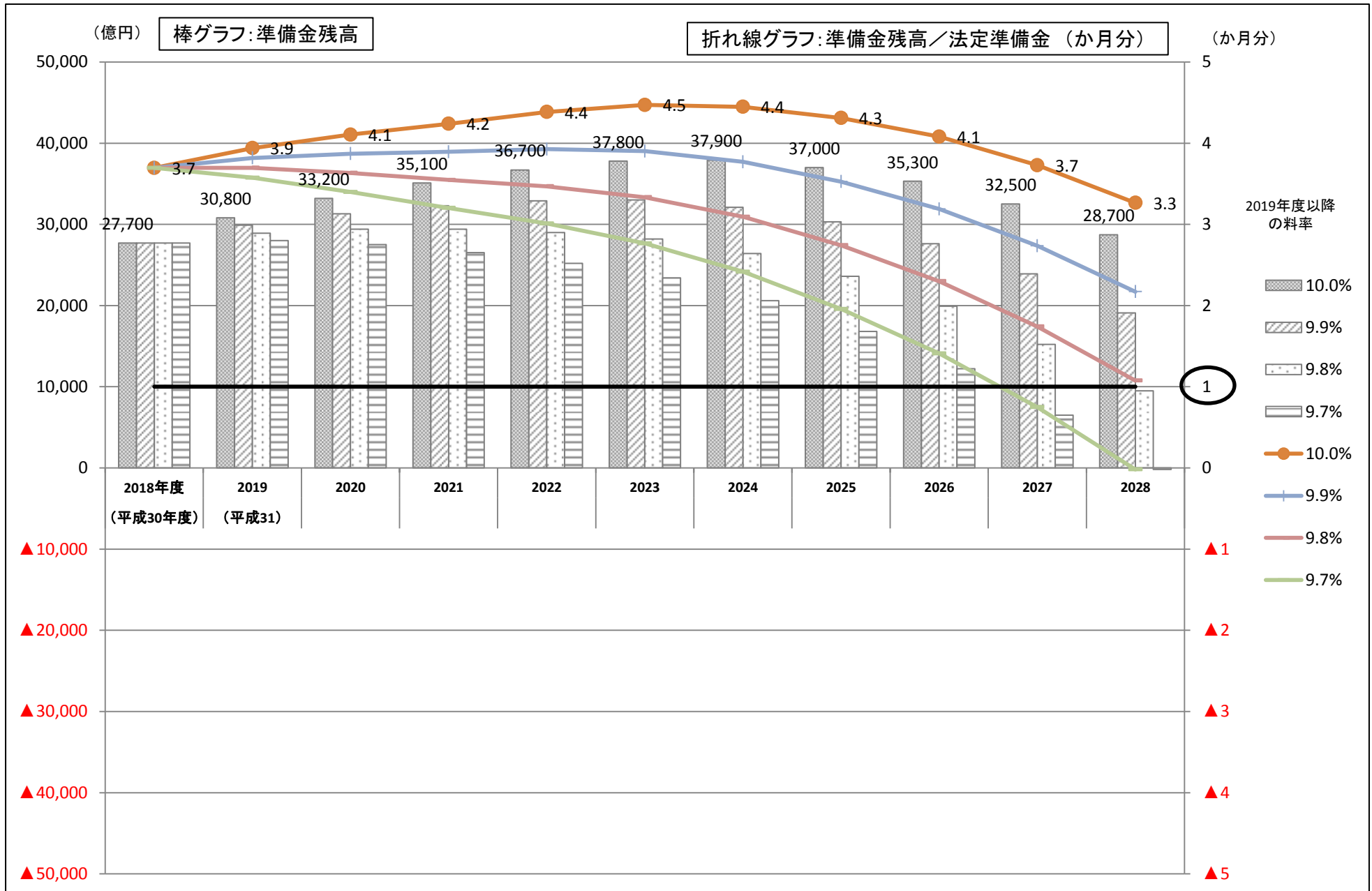
・平成31年4月納付分からの変更でよい。(評議会意見)

(参考1) 来年度以降の10年間(2028年度まで)の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況 (協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)

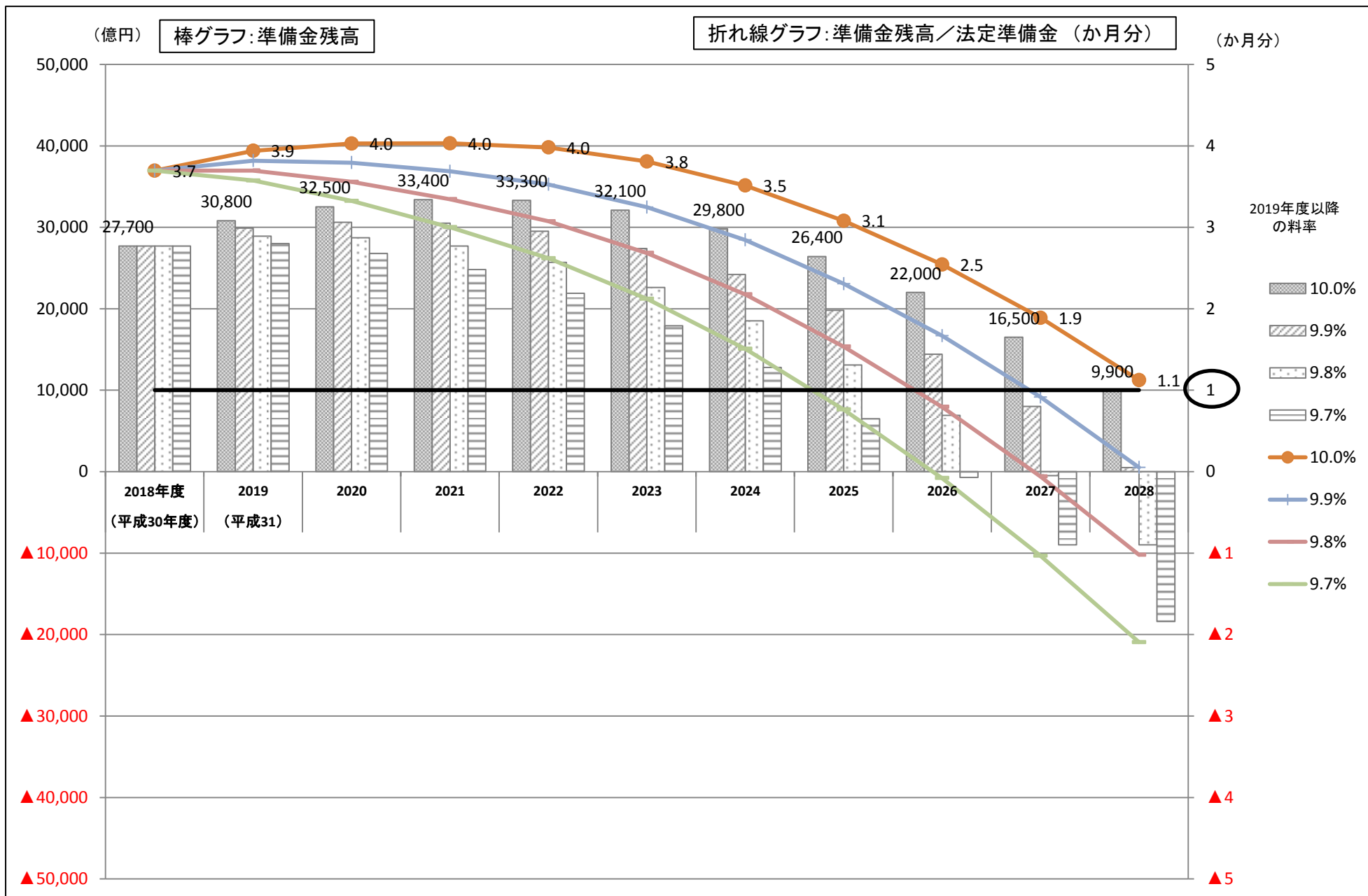
協会けんぽ(医療)の5年収支見通し(2018年9月試算)の前提に基づき、2019年度(平成31年度)以降の平均保険料率を10.0%、9.9%、9.8%、9.7%でそれぞれ維持した場合について、今後10年間(2028年度まで)の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

- 平均保険料率10%維持の場合の準備金残高は、Ⅰの「賃金上昇率:2020年度以降 低成長ケース×0.5」のケースでは2024年度、Ⅱの「賃金上昇率:2020年度以降0.6%」のケースでは2021年度、Ⅲの「賃金上昇率:2020年度以降0%」のケースでは2020年度をピークに減少し始め、2019年度(平成31年度)以降に平均保険料率を引き下げたケースでは準備金残高のピークは更に早まる。
- 法定準備金に対する準備金残高は、Ⅰの「賃金上昇率:2020年度以降 低成長ケース×0.5」のケースでは、平均保険料率を2019年度(平成31年度)以降9.7%とした場合には2027年度には1か月分を割り込み、Ⅱの「賃金上昇率:2020年度以降0.6%」のケースでは、平均保険料率を2019年度(平成31年度)以降9.9%とした場合には2027年度には1か月分を割り込む。Ⅲの「賃金上昇率:2020年度以降0%」のケースでは、平均保険料率10.0%維持の場合でも2026年度には1か月分を割り込む。

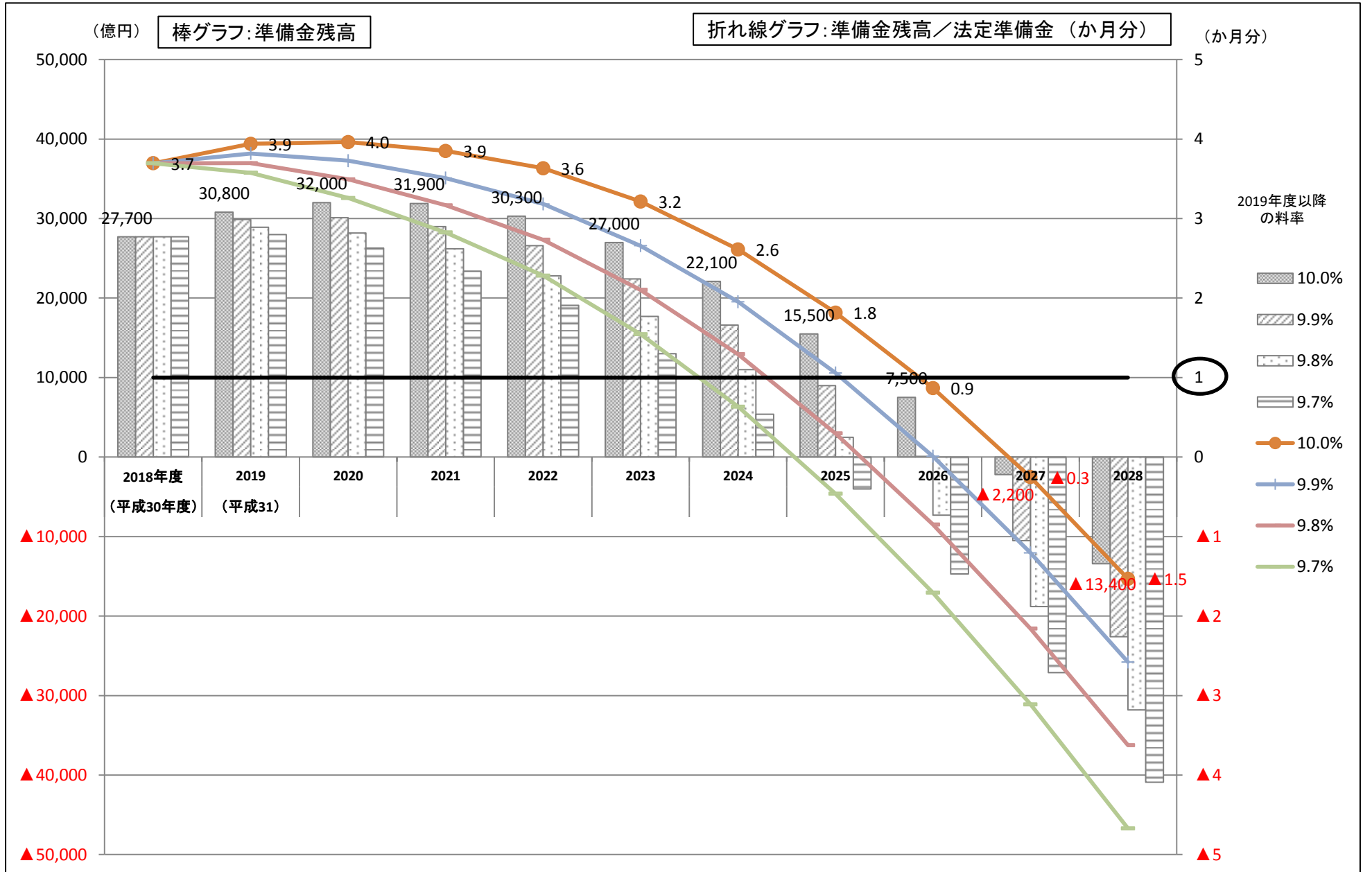
I 賃金上昇率：2020年度以降 低成長ケース×0.5



Ⅱ 賃金上昇率：2020年度以降 0.6%



Ⅲ 賃金上昇率：2020年度以降 0%



平成31年度都道府県単位保険料率算定のポイント

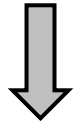
- 平成31年度は、平成29年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- 激変緩和率は8.6／10(平成31年1月頃の大臣告示により確定)
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

平成31年度 青森支部の保険料の試算

第1号都道府県単位保険料率

支部ごとの医療費にかかる部分

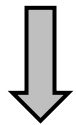
調整前の保険料率 : 6.1322%



年齢構成の違いによる医療費の差や、所得水準の違いによる財政力の差を調整する。

(年齢調整 : ▲0.1653% 所得調整 : ▲0.8993%)

調整後の保険料率 : 6.1322% + ▲0.1653% + ▲0.8993% = 5.0676%



激変緩和措置を実施。(激変緩和率 : 8.6/10)

青森支部保険料率と全国平均保険料率の差を8.6/10に圧縮し、激変緩和措置後の保険料率を計算する。

5.0676%(青森支部) - 5.1792%(全国平均) = ▲0.1116%

▲0.1116% × 8.6/10 = ▲0.0960%

激変緩和後の保険料率 = 5.1792%(全国平均) + ▲0.0960% = 5.0832%

... (A)

共通料率

現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等にかかる部分で全国一律

10%(平均保険料率) - 5.1792%(第1号全国平均) = 4.8208%

... (B)

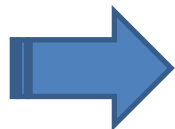
精算分

平成29年度の医療給付費精算分

339百万円(平成29年度収支差) ÷ 947,834百万円(平成31年度総報酬額見込) × 100 = 0.0357%

... (C)

平成29年度の青森支部の収支差はプラスとなったため、平成31年度において保険料率を引き下げる必要がある。

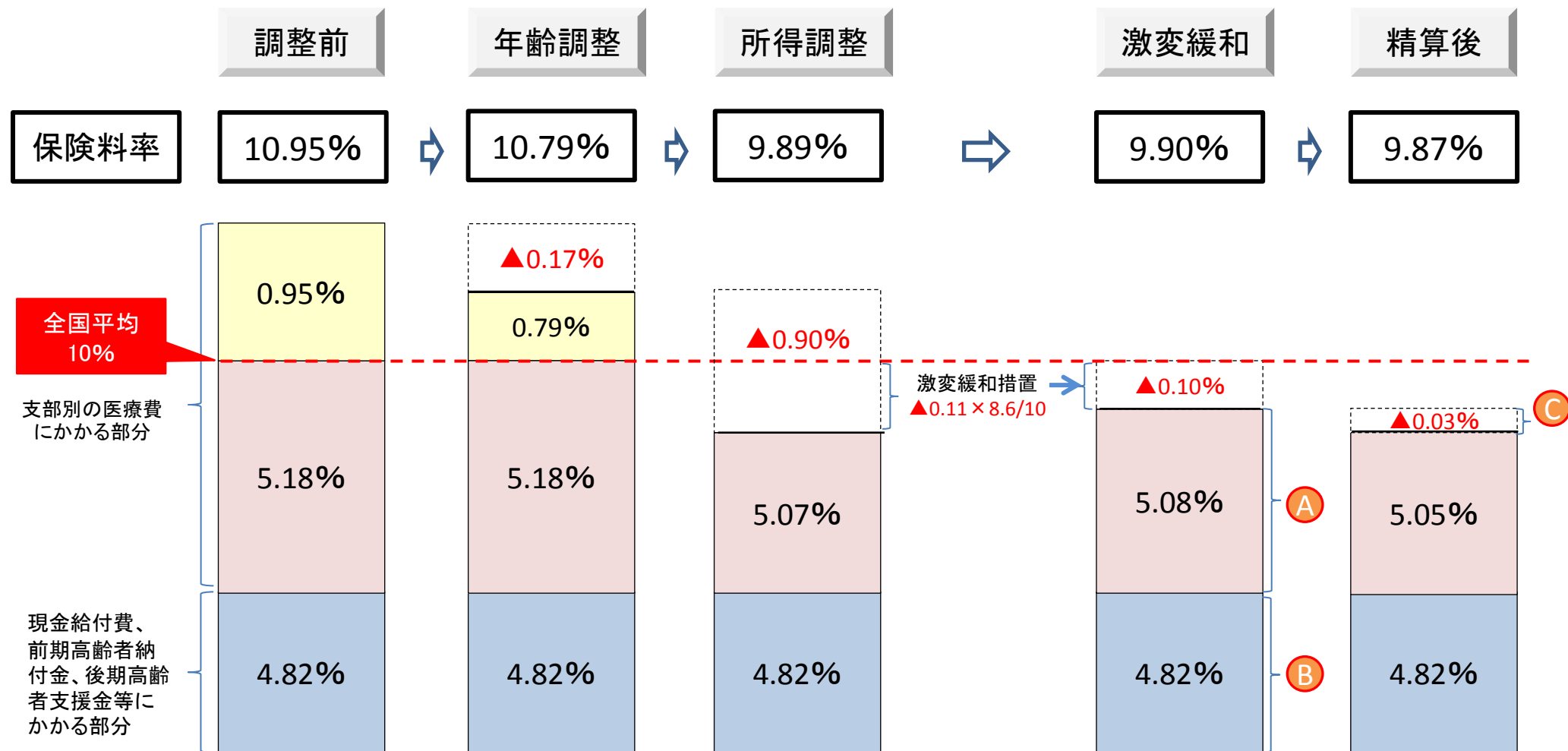


$$(A) + (B) - (C) = 9.8683\% \doteq 9.87\%$$

(※H30年度 9.96%)
(前年度比 -0.09%)

注) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

平成31年度 青森支部の保険料の試算(イメージ)



注) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

全国における青森支部の位置

平成31年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.75	1
10.31	2
10.30	1
10.24	2
10.22	1
10.21	3
10.19	1
10.18	1
10.16	1
10.15	1
10.14	2
10.13	1
10.10	1
10.07	1
10.03	2
10.02	2
10.00	2
9.99	1
9.95	1
9.92	1
9.91	1
9.90	4
9.88	1
9.87	2
9.86	1
9.84	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.75	1
9.74	1
9.71	1
9.69	1
9.63	1

青森支部→

青森支部→

平成31年度都道府県単位保険料率の
平成30年度からの変化
(暫定版)

平成30年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.14	+196	1
+0.08	+112	1
+0.07	+98	3
+0.06	+84	1
+0.05	+70	4
+0.04	+56	4
+0.03	+42	2
+0.02	+28	3
+0.01	+14	3
0.00	0	7
▲0.01	▲14	1
▲0.02	▲28	3
▲0.04	▲56	1
▲0.05	▲70	4
▲0.06	▲84	3
▲0.07	▲98	1
▲0.08	▲112	2
▲0.09	▲126	1
▲0.10	▲140	2

注1. 「+」は平成31年度保険料率が平成30年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

注2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額・労使折半後)の増減である。

注. 平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の8.6として算定

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		29年度	30年度		31年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (30年12月) (b)	30-29 (b-a)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月) (c)	31-30 (c-b)	
収入	保険料収入	87,974	91,314	3,340	96,572	5,257	24-30年度保険料率： 10.00% 31年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,343	11,850	507	12,110	261	
	その他	167	179	12	600	421	
	計	99,485	103,343	3,858	109,282	5,939	
支出	保険給付費	58,117	60,206	2,089	64,373	4,167	○31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 31年度均衡保険料率： 9.46%
	老人保健拠出金	0	-	▲ 0	-	-	
	前期高齢者納付金	15,495	15,262	▲ 233	15,257	▲ 5	
	後期高齢者支援金	18,352	19,516	1,164	20,971	1,455	
	退職者給付拠出金	1,066	208	▲ 858	2	▲ 206	
	病床転換支援金	0	0	0	0	▲ 0	
	その他	1,969	2,745	777	3,489	744	
	計	94,998	97,937	2,938	104,092	6,155	
単年度収支差		4,486	5,406	920	5,190	▲ 216	
準備金残高		22,573	27,979	5,406	33,169	5,190	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

II. 平成31年度保険料率について【介護分】

介護保険の平成31年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

31年度は、30年度末に見込まれる不足分(401億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.73%(4月納付分から変更)とする。

【※H30年度・・・1.57%】

※ 31年度政府予算案では、介護納付金は1兆252億円と前年度比で122億円の増加の見込み

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.57%から31年4月以降に1.73%へ引き上げた場合の31年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 6,911円 (67,814円 → 74,725円) の負担増

〔月額〕 512円 (5,024円 → 5,536円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.498月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は31年度(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 (30年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月)	
収入	保険料収入	8,680	8,665	10,169	29年度保険料率： 1.65%
	国庫補助等	1,174	879	504	30年度保険料率： 1.57%
	その他	0	0	0	31年度保険料率： 1.73%
	計	9,854	9,545	10,673	納付金対前年度比
支出	介護納付金	9,858	10,130	10,252	⇒ + 122
	その他	0	18	0	
	計	9,858	10,148	10,252	
単年度収支差		▲ 5	▲ 603	420	
準備金残高		202	▲ 401	19	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

Ⅲ. 平成31年度保険料改定にかかるスケジュール

今後の運営委員会、支部評議会について

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

	1月	2月	3月
運営委員会	<div style="text-align: center;">1/31</div> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成31年度保険料率について〈付議〉 （都道府県単位保険料率等の決定） ②定款変更について〈付議〉 ③平成31年度保険料率に関する広報について 	<div style="text-align: center;">〔 2/27 〕 （予備日）</div>	<div style="text-align: center;">3/20</div> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成31年度事業計画・予算の決定〈付議〉 ②支部事業計画の報告
支部評議会	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> 支部長からの 意見の申出 <div style="text-align: right;">↑</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県単位保険料率 ・ H31支部事業計画 （支部の独自事業など） ・ H31予算 （支部保険者機能強化予算） 		
その他			<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> 保険料率の広報等 </div>
（備考） 国	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 激変緩和率 の提示 </div>	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> 保険料率 の認可等 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 事業計画、 予算の認可等 </div>

※運営委員会の議題については、平成30年12月末時点で想定されるものであり、変更があり得る。

平成31年度 保険料率改定に係る広報スケジュール

平成31年1月

2月

3月

4月

料率認可
(予定)

ホームページ
メールマガジン

【2月上旬～】
料率についてわかりやすく説明
★認可を受けて、本部ホームページに料額表を掲載

<関係団体等>
都道府県・市区町村・
事業主訪問等

【2月上旬～】
◆事業主・事業主団体、健康保険委員の皆さまが集まる機会を活用したきめ細かな説明
◆都道府県や市区町村、中小企業団体中央会や商工会等関係団体の広報紙への掲載依頼
◆地方紙への記事掲載のための情報提供(投げ込み、など)

加入者・事業主へ
のお知らせ

2月納入告知書
へ料額表同封

3月納入告知書
へチラシ同封

事業所へ
リーフレット直送

新聞広告
掲載

支部での各種広報(地方紙等)
(支部予算、特別広報経費)

ポスター

◆支部窓口に掲示、関係団体等へ送付

任意継続加入者
へのお知らせ

任継加入者へ
改定のお知らせ送付

任継加入者へ
チラシ同封

前納納付書を
対象者に送付

：本部実施

：支部実施